

政策目標（文化による心豊かな社会の実現）

に係る施策目標と達成目標

1 2 - 1 芸術文化の振興

- 1 我が国の芸術家や芸術団体による、優れた芸術文化活動が活発に行われるような環境を醸成する。
- 2 我が国の芸術文化の将来を担う、世界に通用する優れた新進芸術家等を輩出する。
- 3 子供たちが優れた芸術文化に触れることにより、豊かな感性や創造性を育む。
- 4 地域の住民が質の高い芸術文化活動に触れられる環境を形成する。

1 2 - 2 文化財の保存及び活用の充実

- 1 価値が十分認識されないまま失われつつある近代の文化財など、保存が必要な文化財の状況を適切に把握し、その結果に基づき重要な文化財について積極的に指定等を行う。
- 2 文化財の適切な保存に配慮しつつ、積極的な公開・活用を行い、広く国民が文化財に親しむ機会の充実を図る。

1 2 - 3 日本文化の発信及び国際文化交流の推進

- 1 我が国の芸術家や芸術団体による海外公演・ワークショップや、海外の芸術家・芸術団体と我が国の芸術家・芸術団体とが共同制作公演・意見交換等によるネットワーク構築などを行うことにより、文化芸術振興及び国際文化交流を推進する。
- 2 海外の文化遺産保護の拠点となる機関と連携し、保存修復等を通じた人材養成を実施することにより、海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力を推進する。

1 2 - 4 文化芸術振興のための基盤の充実

- 1 地域の特色に応じた優れた文化芸術創造都市の取組の支援を通じ、都市やその関係者による地域の文化芸術の振興を図る。
- 2 著作権等に関する理解が深まり、著作権の適切な保護と利用が促進される。
- 3 アジア諸国等における海賊版対策を通じて、我が国の著作物を適切に保護するための条件整備が図られる。
- 4 国民の国語に関する意識と国語の現状を鑑みながら、国語の改善及びその普及を図る。また、国内に居住する外国人が日常生活に必要とされる日本語能力を身に付けるための環境が充実し、円滑な社会生活を送ることができるようになる。
- 5 宗教学人の日常の管理運営業務における具体的な事務処理方法等の理解を深め、適正な管理運営についての意識の向上を促進する。